欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況

――組合員の出資金に関する会計上の取扱いをめぐる動き――

〔要　　旨〕

1　国際会計基準審議会（IASB）は，2002年６月に国際会計基準第32号（IAS第32号）の修正公開草案を公表した。草案で示された資本と負債の定義によれば，金融商品は現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には負債であり，組合員が償還を請求する権利を有している協同組合の出資金も，この負債の定義にあてはまるとされた。EUにおいては，02年７月に採択されたIAS規則によって，05年１月１日以降に始まる事業年度から上場企業の連結決算に国際会計基準の適用を義務付けるとされていたため，欧州の協同組合は組合員の出資金が負債に分類されるという問題への対応を迫られることとなった。

2　欧州の協同組合陣営が欧州協同組合銀行協会（EACB）を中心にロビー活動を行った結果，IAS第32号の原則は変更されなかったが，協同組合に対する組合員の出資金を資本と負債のいずれに区分するかに関する解釈指針（IFRIC解釈指針第２号）が04年11月に公表された。この指針によれば，組合員の出資金は，事業体が組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合には資本に分類される。

3　05年からの国際財務報告基準の適用対象は，証券を上場している企業の連結決算であるが，ほとんどの協同組合銀行グループにおいては，中央機関が長期の資金調達のために証券の上場を行っており，その場合中央機関自体の連結決算は適用対象となる。単協が適用対象となると想定される主なケースは，①自ら証券を上場し連結決算を行っている場合，②証券を上場している中央機関等を含みグループで連結決算を行っている場合，③国内で上場企業以外の企業にIAS/IFRSを適用している場合，である。②のケースに該当する，フランスやフィンランドの協同組合銀行グループの単協では，出資金を全額資本に分類するため，定款を修正して組合側が組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を持つという規定を盛り込んだ。

4　現在，IASBとアメリカの会計基準を調和させるための取組みが進められているが，そのなかで資本と負債の分類方法についても検討されている。現時点で最も支持されているアプローチ方法によると，多くの協同組合の出資金が負債に分類されることとなるため，各国の協同組合陣営は，協同組合の実態に適した代替的なアプローチを提唱する等，協力してこの問題に対応していく必要がある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

目　次

はじめに
1　IAS第32号の修正
⑴　IAS/IFRS
⑵　EUにおける動向
⑶　IAS第32号の修正公開草案
⑷　協同組合にとっての問題点
2　IFRIC２の導入
⑴　IFRIC２の導入経緯
⑵　IFRIC２の内容
⑶　協同組合への影響
3　各国の協同組合銀行（単協レベル）における対応状況
⑴　フランス
⑵　フィンランド
⑶　ドイツ
⑷　イタリア
⑸　オランダ
⑹　オーストリア
4　IASBとFASBのコンバージェンスをめぐる最近の動き

はじめに

2002年６月に，協同組合における組合員の出資金を資本ではなく負債に分類するという国際会計基準第32号の修正公開草案が公表された。EUにおいては，02年７月に採択されたIAS規則によって，05年１月１日以降に始まる事業年度から上場企業の連結決算に国際会計基準の適用を義務付けるとされていたため，欧州の協同組合銀行では組合員の出資金が負債に分類されるという問題にいちはやく直面することとなった。

筆者は，欧州の主要な協同組合銀行の関係者に，この問題に対応するために具体的にどのような方策をとったのかをヒアリングする機会を得た。本稿では，その結果をとりまとめるとともに，その前後の動きについても簡単に紹介したい。

1　IAS第32号の修正

⑴　IAS/IFRS

国際会計基準（International Accounting Standards，以下「IAS」）は，国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee，以下「IASC」）によって設定された基準であり，特定の取引やその他の事象が財務報告にどのように反映されるべきかを定めたものである。経済活動のグローバル化の進展とともに，国際的に認められる会計基準を設定する必要性が高まったため，日本を含む９か国の会計士団体によって1973年にIASCが設立された。

IASCが作成した基準は，当初法的な強制力を持つものではなかった。しかし，80年代後半に国際的な証券監督者組織である証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions，以下「IOSCO」）がIASCに参加しIASの支持を表明してから，その活動が注目されるように

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

なった。民間組織であるIASCの作成した基準をIOSCOが支援することは，これが強制適用につながる可能性が強まったからである。(注1) その後IOSCOは「国際会計基準委員会（IASC）基準に関する決議」（2000年５月）において，企業が国境を越えて資金調達する際にIASを作成基準とすることを認めると表明した。

なお，IASCは01年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board，以下「IASB」）に再編された。現在では，IASBが作成したIAS（IASCが作成，公表したものを含む），解釈指針，IASBが新たに作成する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards，以下「IFRS」）等を国際財務報告基準と総称しているが，IAS/IFRSと表記されることも多い。本稿でも，総称として用いる際にはIAS/IFRSと表記することとしたい。

後述するようにEUにおいては，05年から上場企業の連結決算にIAS/IFRSの適用が義務付けられたが，それ以外の国でも適用が進んでいる。国際的に監査や税務等に関するサービスを提供しているデロイトが作成した国別・地域別適用状況(注2)（08年３月28日現在）によると，EU/EEA諸国を含む80か国で国内の全上場企業の連結決算にIAS/IFRSを適用している。

米国や日本はIAS/IFRSの適用を認めていないが，米国の基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）とIASBは，02年10月に米国基準とIAS/IFRSとのコンバージェンス（収斂）について同意しており，後述するようにその作業が進められている。日本については，05年３月から日本基準とIAS/IFRSのコンバージェンスを開始しており，07年８月にはそのプロセスを加速化する「東京合意」が公表された。

（注１） 荒巻浩明（1997）９頁。
（注２） http://www.iasplus.com/country/useias.htm

(2) EUにおける動向

欧州委員会は，2000年６月に「EUの財務報告戦略：将来への道筋」(注3) を公表し，05年１月１日から始まる事業年度からEU域内の上場企業の連結決算にIASの適用を義務付ける方針を打ち出した。欧州議会と欧州理事会は，02年７月に「国際会計基準の適用に関するEU議会および理事会の規則No.1606/2002」(注4)（以下「IAS規則」という）を採択した。同規則の第４条では，EUに加盟している国の法律の適用を受け，加盟国の規制市場において証券の取引が認可されている企業（以下「上場企業」という）に，05年１月１日以降に始まる事業年度から，連結決算にIAS/IFRSの適用することを義務付けた。米国会計基準が適用されている企業と負債証券（社債）のみを上場している企業については，適用が２年間猶予された。また，上場企業の個別決算と非上場企業の連結決算にIAS/IFRSを適用するかどうかは加盟国の判断にゆだねられた。

IAS規則の決定は，①EUの上場企業の決算書の比較を容易にすること，②これらの企業の透明性を向上させること，③ヨーロッパ並びに国際的な市場においてこれら

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の企業の受容性を高めることの３つを目的としていた。(注５)

（注３）COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, “EU Financial Reporting Strategy: the way forward”, http://www.iasplus.com/resource/cec.pdf

（注４）REGULATION(EC)No. 1606/2002 OF THE EUROPEAN PARIAMENT AND COUNCIL of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:243:0001:0004:EN:PDF

（注５）Detilleux & Naett(2006), p.33

(3) IAS第32号の修正公開草案

IASCが設定したIASは第１号から第41号まであるが，他の号やIFRSに代替されるなどにより欠番が生じ，現在では29の個別基準が存在している。

IAS第32号「金融商品：開示及び表示」は，金融商品の開示とそれらを負債に区分するか資本に区分するかを扱ったもので，IASCが1995年に公表した。IASBは，05年の適用に間に合わせるために，複雑性の減少，明確化，指針の追加，内部的な不整合の除去等を目的としてIASCから引き継いだIASの改善に取り組み，そのうちの１つである第32号の修正公開草案が02年６月に公表された。修正公開草案で示された資本と負債の定義によれば，金融商品は現金その他の金融資産を引き渡す契約上の義務である場合には負債であり，組合員が払戻しを請求する権利を有している協同組合の出資金も，この負債の定義にあてはまるとされた。

(4) 協同組合にとっての問題点

協同組合の出資金が負債に区分された場合の実務上の問題点として，自己資本比率が低下してしまうこと，法定準備金や任意積立金が十分でない場合，欠損が生じるとすぐにも債務超過になる可能性があることが挙げられる。(注６)また，現時点では会計上の出資金の分類方法は，金融機関のプルデンシャルルールとはリンクしておらず，協同組合銀行の出資金は自己資本に算入することが認められているが，(注７)両者が将来万が一収斂するようなことになれば，将来的に信用事業を営む協同組合が自己資本比率規制を満たせなくなる可能性も生じる。

そのほかにも，Detilleux & Naettは，組合員からの出資金が資本にカウントされないのであれば，協同組合の新規設立が困難になることを指摘している。また，彼らは，そもそも上場企業をモデルとして基準が構築されるとしたら，協同組合陣営はその価値が尊重されるように警告を行わなければならないとも述べている。(注８)

ICAも03年11月に「国際会計基準の提案は協同組合のアイデンティティを脅かしている」という文書を公表し，この問題は協同組合の所有基盤に根本から異を唱える深刻なものであるとしている。(注９)日本生活協同組合連合会が公表した文書においても，出資者＝所有者という理解に基づいて拠出した出資金が負債として扱われるならば，組合員も強い反発を感じるであろうし，出資金を負債としてとらえることは生活協同組合の所有者が誰であるかを不明瞭にし，生

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

活協同組合のアイデンティティを破壊し，衰退に導くことにつながる危険性を有すると述べられている。(注10)

（注６）齋藤（2005）15頁。
（注７）欧州銀行監督者委員会（CEBS）の会長は欧州協同組合銀行協会（EACB）の会長に対して，「プルデンシャルの観点から，現状のとおり自己資本として協同組合の出資金を扱うことに疑問をはさむ理由はない。CEBSの中では，協同組合銀行の出資金が自己資本の基本的項目（Tier1）の構成要素であることに合意している」と回答している。
（注８）Detilleux & Naett(2006),p.36
（注９）“International Accounting Standards proposals threaten Co-operative Identity", http://www.ica.coop/coop/ias/2003-dg-letter.pdf
（注10）日本生活協同組合連合会「国際会計基準書第32号『協同組合の出資金は負債である』への異議を申し立てます」http://www.jccu.coop/jccu/Press_Release/Press_040611_01.htm

２　IFRIC２の導入

(1)　IFRIC２の導入経緯

EUにおいては，上場企業の連結決算へのIAS/IFRSの適用が05年から開始されることが予定されていたため，協同組合陣営は，非常に差し迫って対応が迫られることとなった。欧州内での協同組合陣営の対応については，Detilleux & Naett（2006）に詳しいので，その内容に沿って簡単にみていきたい。

フランスでは，03年初頭に協同組合銀行が中心となり，全国協同組合連合会（Groupment National de la Coopération，以下「GNC」）のもとで，組合員の出資金は一定の制限された条件内では払戻しが可能であるため負債のように見えるが，その他の要因（協同組合の特別法や一定の制限に従う償還等）があるため，負債として扱うのではなく，IASの枠組み内でも資本として扱うべきだという結論に達した。

GNCのような国内の協同組合の連合会やヨーロッパレベルの協同組合連合会（CCACE）は，IASに関する作業を調整し協同組合陣営を代表する機関として，欧州協同組合銀行協会（EACB）を指名した。これは，協同組合のなかでも協同組合銀行は長期の資金調達のために中央機関が証券を上場し05年から適用となるケースが多かったこと，また法務，財務，会計に関してEACBが専門的知識を有しているためであった。(注11)

協同組合陣営のロビー活動により，欧州委員会は，IASBにIAS第32号の適用前に協同組合の問題を解決することを要請したが，自らが直接そのプロセスにかかわることはせず，協同組合側とIASBが直接やりとりすることを求めた。IASBとの会合では，IASBのメンバーが協同組合の特徴についてほとんど理解していなかったため，技術的な議論を行う前にまず協同組合がどのように運営されているかについて示す必要があった。

公開草案に対するコメントや，公開円卓会議，EACBとの会合の結果，IASBはIAS第32号の原則を変更すべきではないとしたものの，国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」）にこの原則をどのように協同組合に適用するべきかを検討することを指

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

示した。

03年12月にIAS第32号の改定基準書は公表されたが，IFRICは，EACBの代表者と議論を重ねたうえで04年６月30日に，協同組合に対する組合員の出資金を資本と負債のいずれに区分するかに関する指針を示す解釈指針案Ｄ８「協同組合に対する組合員の出資」を一般のコメントを募集するために公表した。IFRICのスティーブンソン議長は，「解釈指針案は，組合員出資が金融負債に分類されるか資本に分類されるかは，その出資の性格，とりわけ払戻し条項の内容によって決まることを明確にしている」と述べている(注12)。その条項としては，①企業が，出資金の償還を拒否できる無条件の権利を有している，②国内の法・規則または企業の定款等が，出資金の償還を無条件に禁止していることが提案された。

その後さらに検討が加えられ，IASBは04年11月にIFRIC解釈指針第２号（以下「IFRIC２」）「協同組合に対する組合員の出資及び類似の金融商品」を公表し，05年１月１日からIAS第32号が発効した(注13)。

（注11） 03年12月にEACBは，「協同組合資本における出資金とは何か」（What are shares in the capital of a co-opearitve）http://www.ica.coop/coop/ias/2003-shares.pdfを公表し，協同組合の出資金は，企業における資本と同じ特徴を備えていると反論した。

（注12） IASBプレスリリース04年６月30日 http://www.asb.or.jp/html/iasb/ed/comments20040630_1.php

（注13） 05年８月に「開示」についてはIFRS第７号に移行し，IAS第32号は，「金融商品：表示」となった。

⑵　IFRIC２の内容

IFRIC２では，組合員の出資金は，事業体が，組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合には資本となるとされている。また，無条件での禁止とは，すべての償還が禁止されているという点で，絶対的なものとなり，償還により，組合員の出資数又は組合員の出資金からの払込資本額が一定の水準を下回ることになる場合に，組合員の出資金の償還は禁止されるというのであれば，部分的なものとなる。償還の禁止が部分的である場合，下回ることができない一定水準までの部分は資本として分類されるが，それを上回る部分は負債として分類される（第１図）。

出資金の償還を禁止するものとしては，分類日で有効となっている関連する現地の法令，規則及び事業体の定款が挙げられている。

第１図　出資金を資本と負債に分類するイメージ

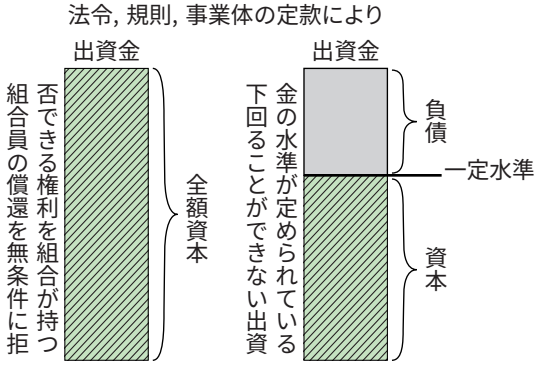

⑶　協同組合への影響

ここまで欧州における対応を中心にみてきたが，実際には欧州の協同組合陣営も一枚岩ではなかった。証券を上場しておらず

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

05年からのIAS/IFRSの適用対象とならない協同組合は，自らには無関係の問題としてとらえることも多かった。しかし，上場企業の連結決算以外にIAS/IFRSを適用するかどうかは各国の決定にゆだねられており，非上場の協同組合も適用対象になるケースもあること，またグローバルな基準が一度設定されると将来的にはそれに収斂していく可能性が高いこと等から，協同組合全体にとっても無関係の問題とはいえない。

IFRIC２により，一定の条件を満たせば協同組合の出資金はIAS/IFRSの枠組み内でも資本として分類することが可能になった。しかし，国によっては，あるいは協同組合の種類によっては，協同組合の根拠法で組合員の脱退の際にはその出資金を償還することが義務付けられているというケースがある。その場合は，法律そのものを改正する必要が生じ，単協レベルで対応することは不可能である。

一方，IFRIC Ｄ８で示された出資金の無条件での償還禁止についてはしばしば誤解され，組合員への出資金の償還そのものを禁止するものととらえられることがあり，フランスやその他の国の一部の協同組合からは，IFRIC Ｄ８を拒否する動きが起こった。(注14) 実際には，次項で詳しく述べるように出資金の償還そのものを否定しているわけではないのだが，やはり協同組合の加入・脱退の自由という原則と抵触する側面があることは否定できないであろう。

（注14） Detilleux & Naett（2006）p.40

３　各国の協同組合銀行（単協レベル）における対応状況

05年からのIAS/IFRSの適用対象は，証券を上場している企業の連結決算であるが，ほとんどの協同組合銀行グループにおいては，中央機関が長期の資金調達のために証券の上場を行っており，その場合は中央機関自体の連結決算は適用対象となる。

単協が適用対象となると想定される主なケースは，①自ら証券を上場し連結決算を行っている場合，②証券を上場している中央機関等を含みグループで連結決算を行っている場合，③国内で上場企業以外の企業にIAS/IFRSを適用している場合，である。

欧州の協同組合銀行グループにおいては，中央機関の多くは株式会社形式をとるため，本稿では，協同組合形式をとる単協において組合員の出資金に関してどのような対応をとったかについて焦点をあてている。

(1)　フランス

フランスでは，協同組合に関する一般法（1947年９月10日法）において，組合員の出資金の払戻しによってこれまでに獲得した出資金の最高水準の一定割合を下回ることができない水準（以下「最低出資金」という）を設定している。その割合は，一般の協同組合については，当該組合が設立されて以来到達した最高水準の４分の１であるが，協同組合銀行については，中央機関の事前

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の承認なしに最高水準の４分の３を下回ってはならないと定められている。

協同組合銀行（単協）の定款では，組合員の出資金の払戻しによってこれまでに獲得した出資金の最高水準の４分の３を下回らないことが明記されているが，この額は常に変動することが想定されるため，定款では具体的な金額は示されていない。また，法律に従えば，中央機関の事前の承認があれば，この水準を下回る払戻しも認められるとのことだが，ヒアリングした範囲では，中央機関からの事前承認の有無にかかわらず，最低出資金を下回る可能性があるからという理由で，単協が組合員の出資金の償還を拒否する事例はこれまでなかったようであった。

フランスの場合は，IFRIC２に従い，最低出資金の水準までは出資金が資本に分類される。いずれの協同組合銀行グループにおいても，十分な積立金があるため，出資金の一部が負債に分類されることとなったとしてもそれほど大きな問題が生じることはなかったようである。しかし，会計上のみの問題であるとしても，金融機関として資本の額が減少するように見えることは好ましくない，さらに組合員の出資金を負債に分類することは協同組合の実態やアイデンティティにそぐわないという考え方があった。そこで，フランスの協同組合銀行グループは，IFRIC２の公表直後に，出資金が全額資本に分類されるように，以下のような対応策をとったのである。

a　クレディ・アグリコル

クレディ・アグリコル・グループでは，地方金庫と地区金庫（単協）との連結決算に加えて，グループ全体でも連結決算を行っている。

IFRIC２の公表を受けて，クレディ・アグリコル・グループの地区金庫は，04年末に定款を修正し，死亡等も含めた組合員のすべての脱退時における出資金の払戻しは理事会の裁量による同意次第であるという規定を加えた。

しかし，定款の修正を行った後も，地区金庫が組合員の出資金の償還を拒否したことは一度もないとのことである。あくまでIAS第32号対応のために定款の修正を行ったのであり，現実には償還を行っている。

b　クレディ・コーペラティフ

クレディ・コーペラティフは，他の協同組合銀行グループと異なり，単協，中央機関のような二段階制（あるいは地方段階を含む三段階制）をとっていない。国内の店舗は，１つの協同組合銀行の支店である点が本稿で紹介するほかの協同組合銀行グループとは異なっている。

クレディ・コーペラティフでは定款の第13条（出資金の償還－名目価格）の項を「（出資金の）償還は理事会の裁量による同意次第である」と修正し，組合員の出資金の返還を理事会が拒否できる可能性を与えた。

同行へのヒアリングによれば，こうした規定を盛り込むことを総会で提案する際に

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

は，組合員の加入・脱退の自由と矛盾する面があるため組合員からの反発が起きることも想定していた。しかし，IAS第32号の問題に対応するためには，こうした規定を盛り込まざるをえないこと，この規定を実際に利用して償還を拒否しようとしているのではないことを説明したところ，組合員からの同意を得ることができた。実際，クレディ・コーペラティフでは，この規定を利用して出資金の償還を拒否したことは一度もない。

c　クレディ・ミュチュエル

クレディ・ミュチュエル・グループの場合，基本的な連結決算の単位は地方連盟ごとであり，証券を上場している地方連盟に属している地区金庫（単協）にはIAS/IFRSの適用義務があった。

しかし，グループとしてはIAS/IFRSに沿って決算書を公表する義務はないものの，他行との比較を容易にし透明性を高めるという目的のもと，06年からグループ全体でIAS/IFRS適用ベースの連結決算書を作成することを決定した。そのため，06年以降はすべての単協でIAS/IFRSを適用している。

同グループにおいても，地区金庫では，IFRIC２に対応した定款の修正を行っており，グループの連結決算において組合員の出資金はすべて資本に分類されている。

(2)　フィンランド

フィンランドの協同組合銀行及びその他の協同組合信用機関に関する法律は，中央機関にOP-ポヒョラ・グループ全体の連結決算書を作成することを義務付けている。同グループがIAS/IFRSを適用することの義務の根拠も同法に基づいている。(注15)

IAS/IFRS適用初年度（05年）の連結決算書をみると，OPバンク（単協）の組合員の出資金は負債に分類されている。これは，05年の段階では，出資金は組合員からの払戻し請求があった会計年度末から１年以内に償還を行うとされており，OPバンクが償還を拒否する無条件での権利を有していなかったためである。しかし，その後OPバンクの定款の修正を行い，OPバンクが償還を拒否する無条件での権利を有することとなったため，06年からは組合員の出資金は，資本に分類されることとなった。この修正により，9,900万ユーロが負債から資本に分類されることとなった。

（注15）OP-Pohjola group,“ Report by executive board and financial statement 2007 ”, p.48

(3)　ドイツ

a　協同組合法の改正

ドイツにおいては，06年８月18日に発効した協同組合法において，最低出資金についての条項（第８条ａ）が新設された。具体的には，「定款において，脱退した，または協同組合出資金の一部の解約を通告した組合員に資産分割協議による払込済出資金の償還を行う場合であっても，その額を下回ってはならない協同組合の最低出資金について規定することができる」とされて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いる。つまり，最低出資金を定めることは義務ではなく，定めることができるとされているのである。

b　信用協同組合銀行グループ

ドイツの信用協同組合銀行グループでは，グループとしての連結決算を行う義務はなく，単協にはIAS/IFRSが適用されていない。(注16) しかし将来的には，ドイツの会計基準がIAS/IFRSと調和していく可能性も想定されるため，グループの全国連合会であるBVRは，模範定款例にIFRIC２に対応可能な項目案を作成した。

模範定款例には，協同組合法に新設された最低出資金は盛り込まず，組合員のいかなる事由の脱退においても，出資金の償還は理事会や監事会の同意次第であるという文言を入れることを可能にする一文を案として設けた。

しかし，実際には，単協にはIAS/IFRSの適用が迫られていないこともあり，単協においてこの規定の導入はほとんど進展していないとのことである。単協の定款の修正には，議決権の４分の３の多数決が必要であるが，BVRでは，出資金の償還が理事や監査役の同意次第であるという考え方は，組合員の理解を得にくい可能性があると考えている。

(注16) 同グループでは03年からグループ格付の取得等を目的として，自発的にグループ全体の連結財務諸表を公表しているが，IAS/IFRSの適用が義務付けられたものでない。

(4)　イタリア

イタリアのBCCグループにおいては，グループでの連結決算を行っていない。しかし，イタリアにおいては，2005年38号法（DECRETO LEGISLATIVO 28 febbraio 2005, n. 38）により，上場の有無にかかわらず協同組合銀行を含むすべての銀行の連結決算，個別決算にIAS/IFRSが06年１月１日以降適用されることなった。したがって，BCC（単協）にもIAS/IFRSが適用されている。

フランスやドイツと異なり，イタリアの協同組合においては，法律または定款によって規定された特別な場合のみ，組合員は脱退することができるとされている。BCCにおいても同様で，基本的に組合員の脱退に関しては，組合側に裁量権があった。

グループの全国連合会であるフェデルカッセによると，特別な場合とは，BCC側の理由によって組合員が脱退せざるを得ないというケースであり，例えばBCCの所在地が変更するなどの例があてはまる。(注17) もう１つは，組合員の住所変更によるものである。この２つのケースでは，BCCは組合員に出資金を償還することが義務付けられているが，それ以外の脱退時には，出資金の償還についてはBCC側に裁量権がある。

このように，基本的に出資金の償還に関する裁量権がBCC側にあったため，イタリアではIFRIC２に沿って出資金の償還にかかる規定を変更する必要がなかった。ただし，上記の組合員の住所変更等に基づく脱退時にはBCCに出資金の償還義務があると

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

いう点は，IFRIC２に沿わないとみることもできる。しかし，フェデルカッセによると，会計事務所はその点については特に問題視することはなく，BCCにおける組合員の出資金はすべて資本として分類することが認められているとのことである。

（注17）銀行法によりBCCの組合員は管内に居住あるいは事業の場所を有する，あるいは継続的な活動に従事していることが求められている。

⑸　オランダ

ラボバンクグループは，グループで１つの銀行免許を与えられており，グループでの連結決算を行うことが求められているため，単協においてもIAS/IFRSの適用が行われている。

しかし，歴史的にオランダの協同組合には，他の国で一般に協同組合にみられる組合員出資金というものが存在しなかった。現在でも，ラボバンクグループの単協において，組合員は出資を行うことなく，一人一票の議決権を得ることができる。

したがって，ラボバンクグループの単協では他の協同組合銀行にみられる組合員の出資金が存在しておらず，IFRIC２を受けての対応も必要ではなかった。

⑹　オーストリア

オーストリアでは，単協は中央機関等とは連結決算を行っておらず，単協にはIAS/IFRSが適用されていない。また，単協では，IFRIC２を受けての定款の修正も行っていないとのことである。

４　IASBとFASBのコンバージェンスをめぐる最近の動き

先に述べたとおり，IASBは米国の基準設定主体であるFASBと02年10月に米国基準とIAS/IFRSとのコンバージェンスについて同意しており，その作業を進めている。資本と負債の区分に関しては，IASBとFASBは修正共同プロジェクトとして取り組んでいる。

FASBは07年11月に，金融商品のうちどれを資本に分類するかに関する基準を示す「予備的見解：資本の特徴を有する金融商品」(注18)を公表した。ここでは，①基本的所有アプローチ，②所有決済アプローチ，③期待結果再評価アプローチの３つのアプローチが示されているが，FASBは，①基本的所有アプローチを支持し，詳細に説明している。

基本的所有アプローチでは，基本的所有商品のみが資本に分類されるが，それは，「当該金融商品を判定する日に発行者が清算されると仮定した場合，最劣後であり，かつ，高優先順位の請求権が支払われた後に残る残余資産に対する比例的請求権を持つものとされる。また，償還可能な金融商品であっても，償還額が発行体の純資産に対する持分と同じであり，かつ，高い優先順位を持つ請求者の請求権を減額するような償還が契約条項によって禁止されている場合には，基本的所有商品とすることができる」(注19)。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

こうした考え方は，05年に公表されたマイルストーンドラフトから示されていたが，これに基づくと，協同組合の出資金は通常額面価格で償還されること，欧州では一般的に清算時に残余資産を組合員に分配することが法律で禁じられていることから，出資金は資本ではなく負債に分類されることとなる。したがって，欧州の協同組合陣営は，基本的所有アプローチには賛同していない。

欧州では，FASBの基本的所有アプローチに代替するアプローチとして，ロス・アブソープション・アプローチが提唱されている。これは，ドイツの基準設定者を中心にEACB等も参加して開発されたもので，欧州財務報告助言者グループ（European Financial Reporting Advisory Group，以下「EFRAG」）が08年１月に公表したディスカッションペーパー「負債と資本の分類」に詳細が示されている。(注20) このアプローチでは，資本と負債を区別する唯一の基準を，損失を負担するかどうかにおいており，その基準に従えば欧州のすべての協同組合の出資金は資本として分類することが可能である。

既に欧州では，EACBが中心となって，基本的所有アプローチではなく，ロス・アブソープション・アプローチを採用することをIASB等に働きかけ始めている。また，ICAの国際会計基準ワーキンググループでもこのアプローチの支持を打ち出す予定である。現時点では，まだ代替的なアプローチとしてのロス・アブソープション・アプローチの認知度が高まりつつある段階だとのことである。

08年２月にIASBは，FASBの予備的見解に対するIASBの独自の質問事項を含めた「コメントのお願い」を公表した。(注21) そのなかの「導入」部分で，EFRAGから「負債と資本の分類」が公表されたことが触れられているが，これは読者に代替的なアプローチの提案を知らしめるものであり，IASBがこのアプローチについて議論をしてきたわけではないと注記されている。

今後，協同組合陣営のロビー活動は状況に応じて戦略的に進められるとみられるが，おそらくロス・アブソープション・アプローチを優先的に推進し，次いでIFRIC２の有効性維持を訴えかけていくと考えられる。また，協同組合銀行の場合は，会計上，出資金がどのように分類されようと，今後も継続して組合員の出資金をTier1に算入することが認められるように規制当局に訴えていくものとみられる。

協同組合の実態に即して出資金に関する会計上の取扱いがなされるためには，引き続き世界中の協同組合が力を合わせてこの問題に取組んでいく必要があろう。

（注18）FASB, “PRELIMINARY VIEWS Financial instruments with characteristics of equity” http://www.fasb.org/draft/pv_liab_and_equity.pdf

（注19）http://www.asb.or.jp/html/iasb/minutes/20080122_075.phpより引用。

（注20）“Distinguishing between Liabilities and Equity”, http://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE_DP Equity-Liabilities.pdf

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（注21）IASB,“ DISCUSSION PAPER Financial Instruments with Characteristics of Equity Invitation to Comment ”, http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/AE2FC463-BB40-4835-8805-13E44BBFE96F/0/dp_financial_instrumentsfeb2008_186.pdf

＜参考文献＞

・明田作（2005）「協同組合の資本問題と会計制度－協同組合の資本と会計面から協同組合の本質を探る　座長問題提起」『協同組合研究』第24巻第１号・春季号，３月
・荒巻浩明（1997）「会計制度の国際基準への移行を巡る動き」『農林金融』３月号
・内田多喜生（2004）「協同組合資本を巡る議論について－国際会計基準IAS32号改定における出資金の取扱いと協同組合陣営の対応－」『調査と情報』７月号
・栗本昭（2004）「協同組合のアイデンティティを脅かす国際会計基準の改定提案」『ニュースレター協同金融』No.53，２月
・国際会計基準審議会（2007）『国際財務報告基準（IFRSs）2007』日本語訳監修：企業会計基準委員会／財団法人財務会計基準機構，12月
・齋藤敦（2005）「国際会計基準の動向と協同組合への影響」『協同組合研究』第24巻第１号・春季号，３月
・堀越芳昭（2005）「協同組合「資本」の基本的諸課題－出資金の負債性と資本性を中心に」『協同組合研究』第24巻第１号・春季号，３月
・堀越芳昭（2004）「国際会計基準と協同組合の出資金をめぐる最新動向」『いのちとくらし研究所報』第８号，８月
・松崎良（2005）「企業会計基準と協同組合会計」『協同組合研究』第24巻第１号・春季号，３月
・山田辰巳（2008）「IASB会議報告第75～76回会議」『会計・監査ジャーナル』第634号，５月
・Detilleux, Jean-Claude & Naett, Caroline (2006)“ Cooperatives and International Accounting Standards: The case of IAS32 ”, Recma，10月

（主任研究員　重頭ユカリ・しげとうゆかり**）**

刊行のお知らせ

農林漁業金融統計2007　A4判，194頁　頒価　2,000円（税込）

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか，農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。
なお，CD－ROM版をご希望の方には，有料で提供。

〈頒布取扱方法〉
編　　集…株式会社農林中金総合研究所
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3　TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658
発　　行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2
頒布取扱…株式会社えいらく営業第一部
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8　TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉　2007年12月

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。